○賞揚金の取扱いについて (例規通達)

昭和45年3月6日 広監第77号警察本部長 改正 昭和52年6月広監第296号 平成4年7月広警務第675号 平成4年11月広監第418号 平成6年9月広警務第740号 平成28年1月広総務第97号 平成31年4月1日 令和4年3月3日 各部長・参事官 各所属長

昭和44年4月14日、賞揚金に関する訓令(昭和44年警察庁訓令第5号。以下「訓令」という。)が制定され、警察職員が警察活動に際し、身の危険をかえりみず職務を遂行したため、 負傷し、または多大の労苦をこうむつた場合においては、これをねぎらい、かつ、賞揚する ため、警察庁長官からその職員に対し賞揚金が授与されることとなつた。

この賞揚金授与申請の上申、交付等の手続きその他の取扱いについては、さきに「賞揚金の取扱いについて」(昭和44年7月28日づけ、広監第880号、広会第901号)をもつて通達したところであるが、このたび警察庁において授与対象の範囲、授与申請の手続き等について細部の規定が定められたことに伴い、今後、賞揚金の取扱いは、次によることとしたので、各所属長は、賞揚金の趣旨を部下職員に周知させるとともに、賞揚金制度を適切に運用し、もつて職員の士気の高揚を図られたい。

記

1 賞揚金の授与対象

賞揚金の授与は、職員が身の危険をかえりみず職務を遂行し、多大の労苦を被つた場合において、「当該職務遂行における多大の労苦をねぎらい、かつ、当該職員を賞揚する必要があると警察庁長官が認めるとき」又は「当該職務遂行によつて負傷したとき」に、当該職員を対象に行われる。

2 賞揚金の授与基準

(1) 当該職務遂行における多大の労苦をねぎらい、かつ、当該職員を賞揚する必要があると警察庁長官が認めるとき。

賞揚金は、最高5万円以内(特に必要がある場合は、その倍額を超えない範囲内で増額)の範囲で授与されるが、この場合、原則として当該職員が当該職務遂行について、警察本部長(以下「本部長」という。)から表彰を受けたことを必要とする。

(2) 当該職務遂行により負傷したとき。

賞揚金は、訓令第2条第2項の表に定める負傷の程度に応じ、最高20万円以内(特に必要がある場合は、その倍額を超えない範囲内で増額)の範囲で授与されるが、この場合、原則として当該職員が本部長から見舞金等の形で賞揚を受けたことを必要とする。

(3) その他

賞揚金の授与は、職員が身の危険を顧みず職務を遂行し、多大の労苦を被つた場合であることを前提とするが、おおむね次に掲げる者がこれに該当すると認められる。

ア 刑事・生活安全警察関係

- (ア) 逮捕(勾引状又は勾留状の執行を含む。以下同じ。)・補導活動に際し、凶器の使用若しくは多数の抵抗又はこれらのことが予測される場合にもかかわらず、逮捕・補導活動を行つた者
- (イ) 検証(実況見分及び採証活動を含む。以下同じ。) 又は立入検査
- a 火薬類、高圧ガス、石油類等の爆発又は引火の危険が予測される場合において、 検証又は立入検査を行った者
- b 毒劇物等の有毒物質又は放射性物質による直接的な危険が予測される場所において、検証又は立入検査を行つた者
- c 建造物の倒壊、物の落下、土砂崩れ等の危険が予測される場所において、検証を 行つた者
- d 凶器を使用し、若しくは多数で抵抗し、又はこれらのことが予測される場所において、検証又は立入検査を行つた者
- (ウ) その他

刑事・防犯警察活動の遂行に際し、前記(ア)及び(イ)と同等以上の労苦を被ったと認められる者

イ 警備・地域警察関係

(ア) 災害警備に際し、自らの生命の危険が予測されるにもかかわらず、その任務 を遂行した者

(イ) 治安警備

a 爆発物等の爆発の危険の予測される場所において、警備活動を行つた者

- b 火炎瓶、毒劇物、銃砲等又は刀剣類、角棒等で攻撃を加えてくる暴徒に対する直接的鎮圧又は検挙活動を行つた者
- c 投石(散発的なものを除く。)に身をさらして警備活動を行つた者

(ウ) 警衛活動

- a 天皇及び皇族の御身辺の安全を確保するため、自らの生命の危険が予測されるような状況下にもかかわらず、その任務を遂行した者
- b 行幸啓又はお成りの円滑な進行が阻害され、又は阻害されようとする事案の措置 に当たり、自らの生命の危険が予測されるにもかかわらず、その任務を遂行した 者

(工) 雑踏警備活動

- a 祭礼、花火大会、歌謡ショー等において、群衆による転倒、転落等の事故が発生 し、又は発生しようとする場合に、これらの事故の防止に当たり、自らの生命の 危険が予測されるにもかかわらず、その任務を遂行した者
- b 公営競技場等における紛争事案の警備に当たり、投石、放火等に身をさらして暴 徒に対する直接的鎮圧・検挙活動を行つた者
- (オ) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に 当たり、自らの生命の危険が予測されるにもかかわらず、その任務を遂行した者
- (カ) 警ら、警戒、事件等の処理活動
- a 事件、事故等の現場処理に当たつて激しい投石又は凶器等による抵抗を受けるな ど、自らの生命の危険が予測されるにもかかわらず、その任務を遂行した者
- b 職務質問、犯人の逮捕等に当たつて犯人が凶器を所持して抵抗するなど、自らの 生命の危険が予測されるにもかかわらず、その任務を遂行した者

(キ) その他

警備・地域警察活動の遂行に際し、前記(ア)から(カ)までと同等以上の労苦を被つたと認められる者

ウ 交通警察関係

- (ア) 高速による自動車通行が激しい道路において転落・防護柵衝突(突破を含む。)、 火災等の交通事故が発生した場合に、そのまま職務を遂行すれば、自らの生命の危 険が予測されるにもかかわらず、交通事故の処理等の交通警察活動を行つた者
- (イ) 交通事故が発生し、爆発物の爆発、建造物の損壊、土砂崩れ等の危険が予測 されるにもかかわらず、その現場において交通事故の処理、交通の整理その他の交

通警察活動を行つた者

(ウ) その他交通警察活動の遂行に際し、前記(ア)及び(イ)と同等以上の労苦を被つたと認められる者

3 賞揚金授与申請の上申

- (1) 各所属長は、賞揚金の授与を警察庁長官に申請することを相当と認める事案が発生したときは、当該事案が「負傷者」に対する賞揚金の授与に係るものであるときは別記様式第1号および第2号による上申書をもつて、当該事案が「多大の労苦をこうむつた者」に対する賞揚金の授与に係るものであるときは別記様式第1号および第3号による上申書をもつて、警察本部各部の当該事案を所掌する各課長(以下「担当課長」という。)を経由して、本部長に上申するものとする。
- (2) 前記により上申する場合において、同一の事案について被上申者が2人以上あるときは、「負傷者」および「多大の労苦をこうむつた者」に分けて、これらを一括して上申するものとする。
- (3) 訓令別表に掲げる額の倍額をこえない範囲内で増額した金額の賞揚金の授与を上申する必要があると認めるものについては、当該上申書の賞揚理由欄に、その理由を付記するものとする。
- (4) 賞揚金授与申請の被上申者の功労が、同時に警察庁長官表彰または管区警察局長表彰 に該当すると認められる場合には、警察庁長官または管区警察局長に対する表彰上申の 手続きを先にするものとする。

4 上申書の審査及び授与申請

各所属長から賞揚金授与申請の上申を受理した担当課長は、賞揚理由、賞揚金の額等の 適否について審査し、及び警務部監察官室長に合議したのち、中国四国管区警察局及び警 察庁の当該事案を所掌する各課長を経由して、警察庁長官に対し、賞揚金の授与を申請す る手続を行うものとする。

5 賞揚金の交付

- (1) 警察庁長官から賞揚金の授与通知があつたときは、担当課長は、当該被授与者の所属 長を通じ、当該被授与者から別記様式第4号による代理受領のための委任状を徴し、こ れを本部長に送付するものとする。
- (2) 賞揚金は、本部長みずからまたは被授与者の所属長を通じて、被授与者に伝達交付するものとする。
- (3) 賞揚金を被授与者の所属長を通じて伝達交付する場合には、担当課長は、別記様式第

5号による通知書をもつて当該所属長に伝達交付を通知するものとする。

(4) 賞揚金の交付をうけた警察職員は、別記様式第6号による領収書を所属長に提出しなければならない。

この場合において、当該警察職員が、入院者、重傷者その他特別の事情により、その者から領収書を徴することができないと所属長において認めるときは、所属長は、みずからその旨を証明する書面を作成するものとする。

(5) 前記領収書または証明書は、各所属長において保管するものとし、各所属長は、本部 長に対し、別記様式第7号による領収書を提出するものとする。

6 その他

- (1) 援助のため派遣された警察職員についての賞揚金の授与の申請は、当該職員を派遣した都道府県警察が行なうものとされ、この場合、援助をうけた都道府県警察は、当該職員に関する事案名、発生年月日、発生場所、出動警察官数、相手方人員、および受傷時の状況または多大の労苦をこうむつた状況等を当該職員を派遣した都道府県警察に通報しなければならないが、この通報は、担当課長において行なうものとする。
- (2) さきに指示した通達「賞揚金の取扱いについて」(昭和44年7月28日、広監第880号、 広会第901号) は、廃止する。

(別記) 様式第1号

年 月 日

広島県警察本部長 様

所属長名印

警察庁長官に対する賞揚金の授与申請について

事案における 活動に従事し、受傷した(多大の労苦を被つた)警察職員に賞揚金が授与されるよう警察庁長官に対する申請をお願いします。

記

- 1 事案名
- 2 発生年月日時
- 3 発生場所
- 4 出動警察官数
- 5 相手方人員
- 6 受傷時又は多大の労苦を被つた時の状況
- 注 所属長が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。

様式第2号

負傷者に対する賞揚金授与申請上申書 (関係)

所属名

対象者	所	属	係	名	階級	氏 名		負傷の程	入院の有無	後遺症のおそれ	金	額	賞	揚	理	由
番号	121	N-4	N	711	PENA			度・原因	(予定期間)	の有無	申請額	※査定				ji.i
											円					
											円					
											円					
±1"																
計											円					

注 1 ※欄には、記入しないこと。 2 (関係)内には、生活安全、地域、刑事、交通、警備のうち、該当するものを記入すること。

様式第2号の添付書類

入院重傷者名簿

	番	所	階	氏	名	負傷	負傷	原	入院	後遺症の	備
	号	属	級	(年	令)	部位	程度	因	期間 (予定)	おそれの 無	考
Ţ		^	·~~	~~~~~		^^^			^^^	~~~~~	^^^^

入院者 名

1 箇月以上の重傷者

名

後遺症のおそれのある者

名

注 この名簿は、被上申者のうちに、入院者または重傷者がある場合に別記様式第2号 の上申書に添付すること。

様式第3号

多大の労苦をこうむつた者に対する賞揚金授与申請上申書(関係)

所属名

									ולו ולו	441		
対	象者	所 属	係名	階級	氏	名	金	額	賞	揚	理	由
番号		171 /124	本 1	PEI NX	14	-11	申請額	※査 定		120	A11:	ш
							円					
							1.1					
							円					
							円					
計-						名	円					
						41	1.1					

注 1 ※欄には、記入しないこと。 2 (関係) 内には、生活安全、地域、刑事、交通、警備のうち、該当するものを記入すること。

様式第4号

 委任 状

 広島県警察本部長 を代理人と定め、 年月日から 年

月 日までの間、次の権限を委任する。

1 警察賞揚金の受領に関する権限

年 月 日 所属 階級 氏 名 **印**

様式第5号

年 月 日

様

部 課長

賞揚金の交付について (通 知)

さきに発生した(事案名)の警察活動に従事し、負傷した(多大の労苦のあつた)次の警察職員に対し、警察庁長官から賞揚金が授与されたので関係者に伝達交付してください。なお、領収書は貴名で警察本部長宛てに送付し、被授与者から提出された領収書は貴所属において保管してください。

記

階	級	氏	名	金	額	備	考

様式第6号

領 収 書

広島県警察本部長 様

¥

ただし 事案による賞揚金

年 月 日

所属

階級 氏 名 即

注 この領収書は、各所属長において5年間保存すること。

様式第7号

領 収 書

広島県警察本部長 様

¥

ただし賞揚金 外 名分

年 月 日

所属長

注 この領収書は、警察本部長に提出すること。

別記様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号